

令和 7 年度第 2 回臨時庁議提案

審議

・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 1 月 10 日

担当部・課：産業部ニホンジカ対策室〔内線 3560〕

① 件 名

Terra Drone 株式会社及び株式会社佐藤土木測量設計事務所との熊出没時の無人航空機の使用に関する協定の締結について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

令和 7 年度の市内における熊の目撃情報について、令和 6 年度を大きく上回る 75 件（令和 7 年 1 月末日現在）が寄せられており、日常生活圏への熊の出没及び人的被害が危惧されている。

今般、Terra Drone 株式会社より、熊よけスプレーを搭載した無人航空機の使用に関する協定を締結したい旨の申出があり、無人航空機の貸与等について協議を進めてきた。

また、今回の協定締結に伴う Terra Drone 社製の無人航空機の操作等について、令和 6 年 6 月に「災害時における無人航空機による現地調査協力に関する協定」を締結した株式会社佐藤土木測量設計事務所と協議を進めてきた。

【目的】

3 者での協議が調ったことから、熊出没時の無人航空機の使用に関する協定を締結するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 10 月 Terra Drone 株式会社より熊よけスプレーを搭載した無人航空機の使用に関する協定締結についての申出

11 月～ Terra Drone 株式会社、株式会社佐藤土木測量設計事務所と協定締結に向けた協議

⑤ 主な内容

1 協定内容

日常生活圏内に熊が出没した際、本市の要請に基づき、Terra Drone 株式会社が製作する熊よけスプレーを搭載した無人航空機を株式会社佐藤土木測量設計事務所が操作し、追払いを行う。

2 協定締結期間

協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで（以後、1 年ごとに自動更新）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

日常生活圏外への熊の追払いを行うことにより、人身被害発生を未然に防止できる。

【市財政への負担】

1 無人航空機は Terra Drone 株式会社より貸与を受け、貸与条件については協議の上決定する（当面の間無償）。

2 実施時に要する費用は、株式会社佐藤土木測量設計事務所と協議の上決定する。

（1、2 の財源） 指定管理鳥獣対策事業交付金（国 2/4、県 1/4、一般財源 1/4）

※一般財源分は特別交付税の対象となる（8割）。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

熊よけスプレーを搭載した無人航空機の協定締結は全国初

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

協定締結式は令和7年12月22日に実施する予定だったが、Terra Drone株式会社からの申し出により調整中である。

⑨ その他

Terra Drone社製の無人航空機は、熊よけスプレーを噴射（噴射距離は10メートル以内、噴射可能時間10秒程度）する機能を有している。